

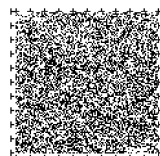
第9期

大田区 男女共同参画 推進プラン【概要版】

誰もお互いを尊重し
自分らしく輝けるまち 大田区
～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画
大田区女性の職業生活における活躍推進計画
大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

令和8(2026)年度～
令和12(2030)年度



1

策定の目的

近年、少子高齢化や人口減少、働き方の多様化、ケア労働の増加など、社会構造が大きく変化する中で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会の実現が求められています。

区では、昭和59(1984)年に第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」を策定し、平成8(1996)年に現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変え、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

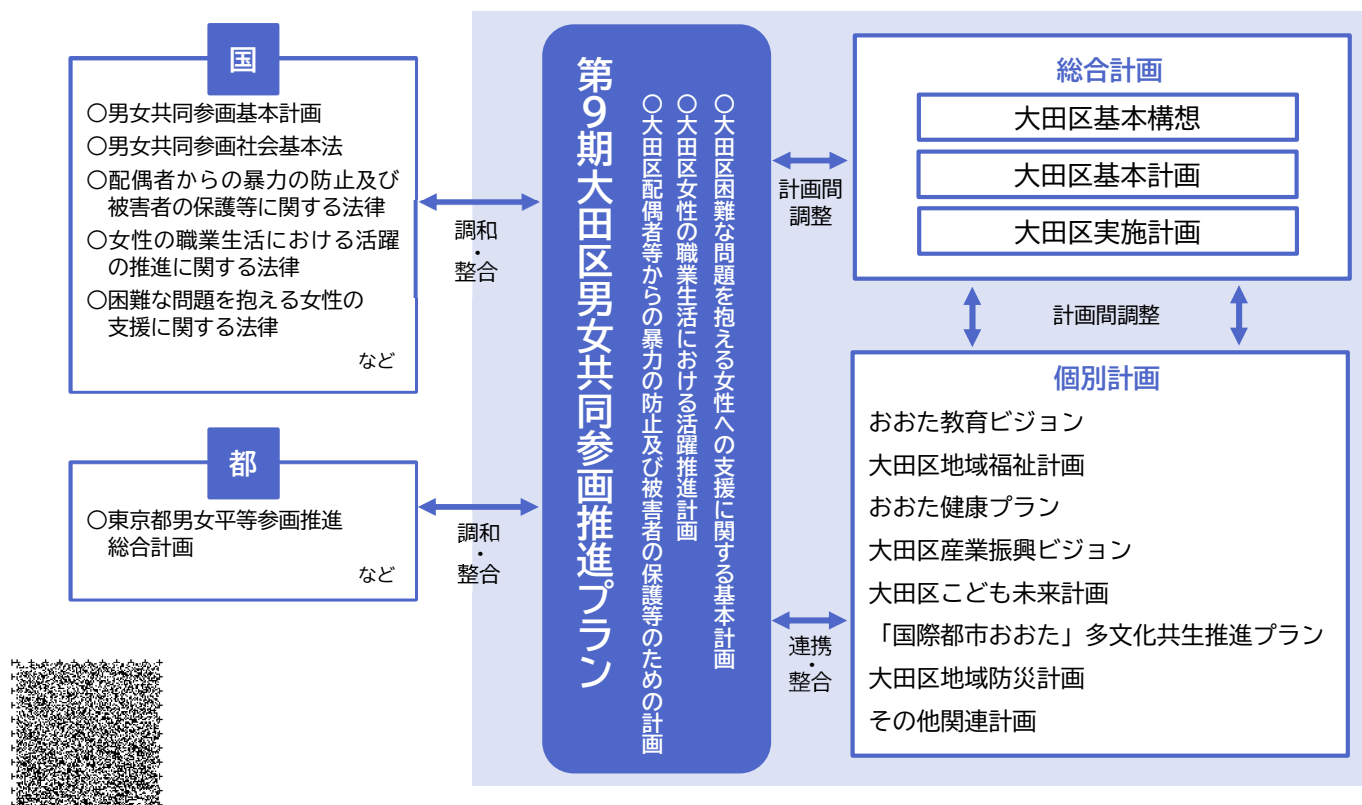
国においても様々な法整備や取組が進められており、女性の社会参画、家庭内における役割の見直し等、意識面での変化や一定の進展が見られる一方で、固定的性別役割分担意識や男女間格差は、依然としてあらゆる分野に影響を与えていることから、男女共同参画の更なる推進が重要な課題となっています。

「第8期大田区男女共同参画推進プラン」（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）の計画期間終了に伴い、社会情勢や区民の意識の変化、近年の国等の動向を踏まえ、課題解決に向けてより効果的な施策の検討・推進を図るために、「第9期大田区男女共同参画推進プラン」を策定しました。

2

計画の期間と位置付け

本プランの期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。「男女共同参画社会基本法」に規定する市町村男女共同参画計画に位置付けます。また、「大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」、「大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含します。



基本理念

誰もがお互いを尊重し 自分らしく輝けるまち 大田区
～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

すべての人が性別にかかわらず、お互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会の実現は、持続可能な地域づくりの基盤です。固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や価値観を認め合う男女共同参画社会の実現をめざして、取組を推進していくことが重要です。

本プランでは、固定的性別役割分担意識の解消、女性の活躍推進、困難を抱える女性への支援、暴力のない社会の実現といった視点を重視しつつ、地域に根差した男女共同参画に向けて各施策を推進します。区民や区職員をはじめ、各事業者や様々な活動団体など、多様な人材がそれぞれの分野で個性と能力を発揮することで活気ある地域を形成し、連携してまちづくりにつなげていきます。

この基本理念に基づき、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく輝くことのできる男女共同参画社会をめざします。

推進体制の連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、男女平等に配慮した取組を進めることが重要であり、関係機関が互いに連携協働しながら各施策を展開する必要があります。

各施策の効果的な推進のため、計画の進捗状況報告について、大田区男女共同参画推進区民会議等でご意見をいただき、課題の解決に向けて取り組む庁内推進体制の整備を行います。

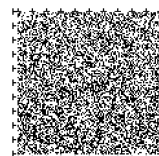
社会情勢の影響等も鑑みながら、柔軟な推進体制により連携を強化し各施策を進めていきます。



大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)

大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)は、男女共同参画事業推進の拠点として、主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供などを行っています。

住所：大田区大森北四丁目6番7号 スマイル大森 5・6階
TEL：03-3766-4586



計画の体系

基本理念

誰もお互いを尊重し自分らしく輝けるまち 大田区

「地域みんなで男女共同参画のまちづくり」

基本目標

－ I －

誰かが尊重される
社会をめざします

－ II －

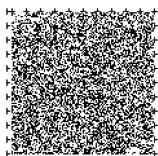
安全・安心に
過ごせるまちを築きます

※ II-1 大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画
※ II-2 大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

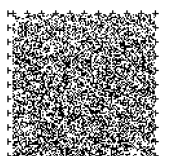
－ III －

誰かが活躍できる
環境づくりを応援します

※ III-1・III-2 大田区女性の職業生活における活躍推進計画



個別目標		施策の方向性
I-1	人権尊重とジェンダー平等意識の向上	①人権尊重の意識づくり ②固定的な性別役割分担意識の解消 ③教育の場における理解促進
I-2	多様な個性を認める意識の醸成	①ジェンダー平等と多文化共生の推進 ②多様な性に関する理解推進
II-1	ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶	①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発 ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援
II-2	ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援	①生活上の困難を抱えた女性等への支援 ②関係機関等と連携した支援体制の強化
II-3	防災・復興における男女共同参画の推進	①防災・復興現場における女性の参画拡大 ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営
III-1	仕事と家庭の両立に向けた取組の強化	①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援 ②子育て世代・介護者への支援 ③政策・方針決定の場における女性の参画促進
III-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発 ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組 ③家庭における男女共同参画に関する取組
III-3	生涯を通じた男女の健康支援	①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）の啓発 ②生涯を通じた健康づくりへの支援



基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします

個別目標Ⅰ－１ 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

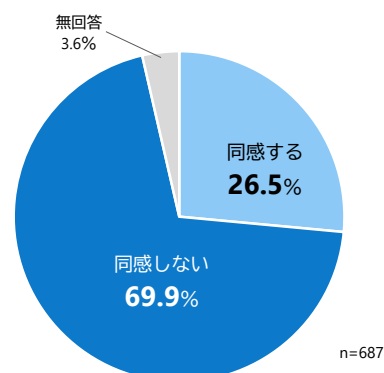
施策の方向性①人権尊重の意識づくり

人権侵害となる誹謗中傷や、高齢者・障がい者・こどもに対する虐待、職場や家庭におけるハラスメントなどの防止に向け、ホームページやポスター等様々な機会を捉え、意識啓発を行います。

施策の方向性②固定的な性別役割分担意識の解消

個人の能力とは関係のない性別を理由とした固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくため、幅広い世代への広報・啓発活動を進めるとともに様々な情報を収集し、発信します。

<固定的な性別役割分担意識への考え方>



参考：「大田区男女共同参画に関する意識調査」
大田区、令和6年

個別目標Ⅰ－２ 多様な個性を認める意識の醸成

施策の方向性①ジェンダー平等と多文化共生の推進

区内在住の外国人が、言語や文化・価値観の違いにより、地域で孤立しないよう、相談体制を整備するとともに、外国人に向けての男女共同参画に関する区の取組についての理解促進を図ります。

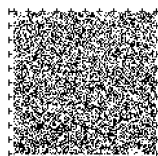
施策の方向性②多様な性に関する理解推進

一人ひとりが多様な性について理解し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくすよう、意識啓発を図ります。

コラム アンコンシャス・バイアスとは

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」とも表現され、何かを見聞きした時などに無意識に「こうだ」と思い込むことをいいます。過去の経験や見聞きしたことなどから、自分の解釈により物事を決めつけてしまうことで、日常のあらゆる場面で起こりうるものです。例えば、血液型で人の性格を想像してしまったり、「男だから」「女だから」と性別で決めつけたりと、身近な場面で起こっています。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあり、それに気付かずに発せられた言動で相手を傷つけ、不快な思いをさせてしまったり、自分の可能性を狭めたりすることがあります。そのため、まずは「自分にも思い込みがあるかもしれない」と意識することが大切です。男女共同参画を進めていくためにも、一人ひとりがアンコンシャス・バイアスを理解し、日頃から注意をしていくことが重要です。



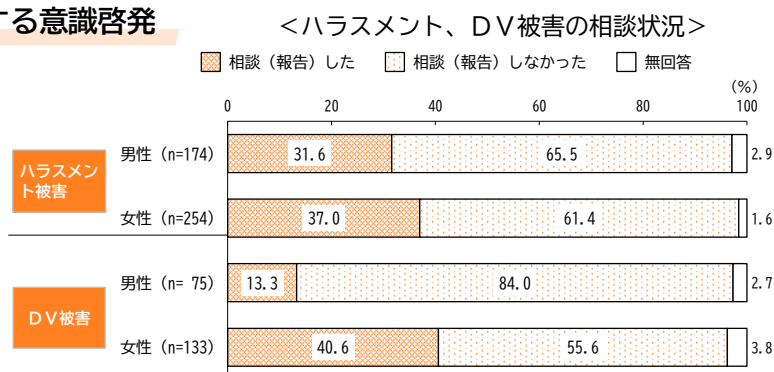
基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

個別目標Ⅱ－１ ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

施策の方向性①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発

セミナーや講座の開催、若い世代からの教育等、理解啓発を推進し、相談機関の周知を図ります。また、相談体制の整備や、こどもがインターネットで性犯罪等に巻き込まれないためのメディアリテラシー向上の取組を進めます。



参考：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区、令和6年

施策の方向性②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

暴力の被害者への相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。また、こどもの目前での配偶者等からの暴力は児童虐待にあたるため、保育所、幼稚園、学校、警察、医療機関等との連携や相談体制の強化を進める必要があります。

個別目標Ⅱ－２ ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

施策の方向性①生活上の困難を抱えた女性等への支援

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性等へ、相談対応や事業の周知・啓発を行います。

施策の方向性②関係機関等と連携した支援体制の強化

困難な問題を抱える女性等に対して、迅速に適切な支援につなげられるよう、関係機関や民間団体等との連携体制を強化します。

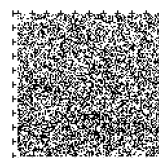
個別目標Ⅱ－３ 防災・復興における男女共同参画の推進

施策の方向性①防災・復興現場における女性の参画拡大

区の防災会議等、防災や復興に関する方針決定過程における女性委員の参画を拡大し、防災担当の女性職員の増員や、女性防災リーダー等の人材育成に取り組みます。

施策の方向性②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営

拠点本部への積極的な女性参画、女性の視点での避難所等における女性への配慮など、ジェンダーを考慮した計画づくりを行います。また、講座や展示を通し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発します。



基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

個別目標Ⅲ－１ 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策の方向性①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援

就労を希望する女性が自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方ができるよう職場における女性活躍推進に関する周知・啓発を進めるほか、女性のチャレンジを支援する取組を進めます。

施策の方向性②子育て世代・介護者への支援

子育て支援制度や介護サービス等を充実させることで、仕事と家庭を両立しながら就労することへの負担感を軽減します。

施策の方向性③政策・方針決定の場における女性の参画促進

審議会等の委員や区職員の管理監督職における女性割合を高める取組を進め、政策・方針決定の場への女性の参画促進を図ります。

令和7年度の大田区の女性登用状況（ ）内は特別区（23区、データがないため一部22区）中の順位

審議会等	委員会等	防災会議	管理職総数 (うち一般行政職)	自治会長
24.4% (21位/23区)	23.1% (16位/23区)	13.8% (13位/23区)	16.4% (14位/23区)	8.7% (15位/22区)

個別目標Ⅲ－２ ワーク・ライフ・バランスの推進

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策の方向性①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

仕事や家庭、個人の趣味や自己啓発の時間など、様々な活動を自らが希望する割合で調和したライフスタイルの実現に向けて、セミナーや広報活動など、広く区民に向けた意識啓発を図ります。

施策の方向性②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組

事業所等へワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、長時間労働の是正やテレワークの導入など、働きやすい職場環境の見直しや育児・介護休業制度の拡充等の取組の推進を促します。

施策の方向性③家庭における男女共同参画に関する取組

配偶者等とより良い協力関係を築き、ワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、男性が家事・育児・介護などに積極的に参画するきっかけづくりの講座等を実施します。

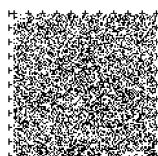
個別目標Ⅲ－３ 生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向性①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発

誰もが安心して妊娠や出産・子育てができるよう、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について広く理解啓発を図ります。

施策の方向性②生涯を通じた健康づくりへの支援

思春期、妊娠・出産期、更年期など、各段階の身体的変化に考慮し、ジェンダー特有の疾病の予防について、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性については出産・産後の母体ケア等に関する事業など、各種健康診断等の充実を図ります。



第9期大田区男女共同参画推進プラン
令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

発行年月 | 令和8年（2026年）3月
発 行 | 大田区 総務部 人権・男女平等推進課
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
電 話 | 03-5744-1610 F A X | 03-5744-1556